

高砂市スポーツ推進計画検討会議の運営に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市スポーツ推進計画検討会議設置要綱（平成25年4月1日施行）第6条の規定に基づき、高砂市スポーツ推進計画検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 検討会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) スポーツ団体関係者 4人
- (3) 学校教育関係者 2人
- (4) 公募による者 3人
- (5) その他市長が必要と認める者 2人

(検討会議の公開)

第3条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に定める不開示情報に該当する事項について検討会議を行う場合は、非公開とすることができる。

2 検討会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(記録)

第4条 検討会議の概要は、会議の記録によって記載するものとする。

2 検討会議の記録及び資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び資料は、次に掲げる事項を除いて公開するものとする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると認める発言部分
- (3) 高砂市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認める事項

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が検討会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成25年7月30日から施行する。